

令和7年度自己啓発eラーニング業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、自己啓発eラーニング業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の目的

青森県職員に対し、新たなスキルや知識を習得するリスキリングやスキルアップの機会を提供することを目的に、時間・場所に制約されない、インターネットを活用したeラーニングを実施する。

3 本業務の内容

(1) 基本的事項

- ア eラーニング
ウェブサイトやアプリケーションなどのプラットフォームとする。
- イ 利用料金
月額の設定額とする。
- ウ 利用者
利用者は、青森県職員とする。
- エ 利用ID数等
 - (ア) 利用期間内の受講者の延人数（最大）500
 - (イ) 同時利用ID数125
 - (ウ) 発注者において適宜受講者を変更できること。
- オ 利用期間
県が指定した日から令和8年3月31日まで
- カ 報告書の作成
業務完了報告書を提出する。

(2) コンテンツや機能等

- ア eラーニングのコンテンツ
新たなスキルや知識を習得するリスキリングやスキルアップに資する多様な学習ニーズに対応した幅広い分野の学習コンテンツとすること。なお、講座のカリキュラムは下記に該当するカリキュラムを含むこと。
 - (ア) 知識・情報収集・分析
 - (イ) 企画
 - (ウ) 職務遂行
 - (エ) 応対・折衝
 - (オ) 判断
 - (カ) 組織統率・人材育成
 - (キ) 責任感・規律性
 - (ク) コスト意識・効率性
- イ 追加コンテンツ
契約期間中において、最新の情報が盛り込まれたコンテンツが新規公開された場合、そのコンテンツを追加の費用なく受講可能なこと。
- ウ 使用言語
受注者の提供するシステムで使用する言語は日本語とする。
- エ 利用者の登録
利用者の登録は発注者が行うこととし、登録の際には利用者の名前・メールアドレス等を記載したCSVファイルを読み込むことで一括登録及び特定のグループへの登録・役割の割り当て機能を有すること。
- オ 管理者権限の付与
受注者は発注者に、管理者用の権限を付与するものとする。

カ 学習効果の測定

発注者が受講状況に関するデータ（受講者の受講履歴等）を収集するため、システムから Microsoft Excel（csv 形式）データにて出力・保存できること。

(3) 本業務を円滑に実施するためのサポート

ア 利用マニュアル

利用者用、管理者用の利用マニュアルを提供すること。

イ サポート体制

受講促進のために必要となるサポートを適宜行うこと。

4 サービスレベル契約（SLA）要件

(1) 職員が執務室や自宅等の一般的に利用できるインターネット回線からシステムを利用できること。（総合行政ネットワーク「L GWAN」及びローカルネットワークでの利用は想定していない。）

(2) パソコン、スマートフォン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。なお、想定するブラウザの動作環境は、以下のとおりとする。

	OS	ブラウザ
パソコン	Windows10 以上	Google Chrome、Safari、Microsoft Edge
モバイル端末	Android の最新バージョン iOS の最新バージョン	Google Chrome、Safari、Microsoft Edge

(3) 追加費用なく、スマートフォン専用のアプリケーションから利用できること。

(4) 再生速度の変更、受講の中断及び中断箇所からの再開が可能なこと。

(5) 発注者からの電話又は電子メールによる問合せを受け付けられる体制が確保されていること。

(6) システム障害の発生時には、発注者に対し、速やかに報告が可能な体制が確保されているとともに、発生都度、処理報告書（原因の報告、処理方法、今後の防止策・対応等）を提出すること。

5 セキュリティ要件

(1) 保有情報を管理する上で、サーバー等が日本国内に設置されていること。

(2) 不正プログラムの感染防止の対策を講じること。

(3) システムの脆弱性等をついた情報の改ざんや漏えいなど情報セキュリティインシデントの発生を防止するための措置を速やかに講じること。

(4) SSL通信等を使用して通信データを暗号化できること。

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。

(2) 受注者は、委託業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。

(3) 受注者は、県が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関する全ての者にその遵守を徹底させること。

(4) 県は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行う事ができるものとする。また、県から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

(5) 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議の上処理すること。